

# 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員住居手当規程

平成22年4月1日

法人規程第18号

(趣旨)

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第18条の規定による住居手当の支給については、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(適用除外教職員)

第2条 給与規程第18条第1項第1号の住居手当規程で定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 法人が設置する宿舎に準ずるものと理事長が認める宿舎に居住している教職員
- (2) 教職員の扶養親族たる者(給与規程第12条に規定する扶養親族で、給与規程第14条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 給与規程第18条第1項第2号の住居手当規程で定める住宅は、第2条第1号に規定する宿舎及び同条第2号に規定する住宅とする。

(均衡教職員の範囲)

第4条 給与規程第18条第1項第2号の住居手当規程で定める教職員は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程第5条に該当する教職員(再雇用教職員を除く。)で、同条第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する適用又は復帰の直前の住宅であった住宅(法人が設置する宿舎並びに前条に規定する宿舎及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして理事長の定める住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第5条 新たに給与規程第18条第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届(別記様式)により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第6条 理事長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与規程第18条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は

改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(家賃の算定基準)

第7条 第5条第1項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長は、別に定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 住居手当の支給は、教職員が新たに給与規程第18条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている教職員が給与規程第18条第1項の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

(平成28年改正規程附則第3条の規定が適用される間の読替え)

第11条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条第2号中「給与規程第14条第1項」とあるのは、「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年12月27日決裁)附則第3条の規定により読み替えられた給与規程第14条第1項」とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式（第5条関係）

住居届

（ 年 月 日提出）

理事長 様	所 属		職	
	氏 名			
住居手当規程第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。 (契約書等証明書類 通添付)				
届出の理由（該当する□の中にレ印を付ける。） <input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> 転 居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更（契約の更新を含む。） <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
契約期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	住宅への入 居日	年 月 日	
住宅の所在地				
住宅所有者	続柄（ ）	住 所		
住宅の貸主	続柄（ ）	住 所		
住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄（ ）	共同名義人が <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> いる 続柄（ ） （ ）		
家賃等	月額 円 ( 年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(賄い付きの下宿代)		

記入上の注意

「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付けるものとする。

(以下は記入しないこと。)

給与規程第18条及び同条に基づく住居手当規程の規定により、下記のとおり確認し、決定してよろしいか伺います。

年 月 日受理					年 月 日		
家賃の額に相当する額	支給の始期等	住居手当の月額	コード	備考	事務局次長	課員	担当
円	年 月分から	円					
					<input type="checkbox"/> 給与規程第18条第1項第2号該当		